

社会保障協定 2 件（スウェーデン、フィンランド）

1. 社会保障協定の概況¹

社会保障協定は主に、企業等により他国に派遣される労働者等について、母国と就労地国の両方で社会保障制度への加入義務が生じ、保険料を二重負担しなければならない問題や、就労地国の制度の最低加入期間を満たせず、同国で納めた保険料が掛け捨てとなる問題を解消するため、適用される法令等の調整、保険期間の通算等を定めるものである。

2020 年 3 月現在、日本は 23 か国との社会保障協定を署名済みであり、そのうちドイツ、英国、韓国、米国など 20 か国との間の協定が発効している²。2020 年 3 月 10 日、第 201 回国会（常会）に社会保障協定 2 件（スウェーデン（閣条第 12 号）、フィンランド（閣条第 13 号））が提出された。

2. 今国会提出の社会保障協定 2 件の概要

（1）日・スウェーデン社会保障協定

日本とスウェーデンの間では、2018 年に外交関係樹立 150 周年を迎え、経済交流は堅調に推移している。スウェーデンには 128 社の日系企業（卸売業・小売業、製造業など）が進出しており、4,345 人の邦人が在留している（2018 年現在）。一方、日本には自動車メーカー等、約 150 社のスウェーデン企業が進出し、4,140 人のスウェーデン人が在留している（2019 年現在）。このような中、日本経済団体連合会（経団連）等による社会保障協定締結の要望を受けて、当局間協議が 2008 年 3 月に始まり、政府間交渉等を経て、2019 年 4 月、ストックホルムにおいて本協定が署名された。

本協定の主な内容は、①適用される年金制度の調整及び②保険期間の通算である。①は、相手国に派遣される駐在員等について、その滞在期間に応じ両国の年金制度の適用を調整するもので、これまで日本が締結してきた社会保障協定と同様、派遣期間が 5 年以内と見込まれる場合は、派遣元国の制度にのみ強制加入し、5 年を超えると見込まれる場合は、原則として派遣先国の制度にのみ強制加入することとしている³。②は、派遣先国の年金の受給資格期間を満たさない場合に、両国の保険期間を通算し当該期間を満たせば、両国それぞれの保険期間に応じた額を給付する旨定めているが、現行のスウェーデンの所得に基

¹ 日本の社会保障協定に関するこれまでの取組等については、植村真行「社会保障協定の意義と今後の課題」『立法と調査』No. 414（2019. 7）を参照されたい。

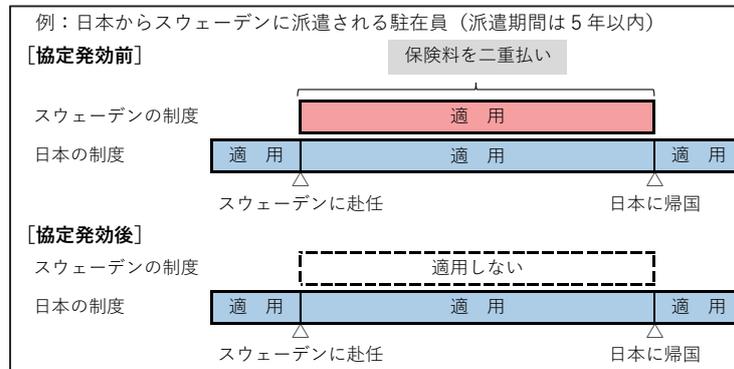
² 厚生労働省「社会保障協定の締結状況」（2019. 9. 23）参照。同資料によれば、トルコとの間で政府間交渉中であるほか、オーストリア及びベトナムとの間で予備協議中等である。なお、日・イタリア社会保障協定（2009 年 2 月署名）については、日本は同年 7 月に国会承認を済ませ、イタリアにおいても 2015 年 6 月に議会承認が得られており、現在発効に向けた両国当局間での協議が行われている。

³ スウェーデンは社会保障協定を 45 か国と締結済み（多数国間協定を含む。）であるが、このうち近年締結した韓国やインド等との協定は 2 年を基準に母国と就労地国のいずれの制度に強制加入となるかを定めている。

づく老齢年金には、最低加入期間の要件はないため、日本からスウェーデンに派遣される駐在員等には、現行制度においては保険料の掛け捨ての問題は発生していない⁴。

なお、本協定による日本側の負担軽減額は年間約4億円と見込まれる。

図 二重負担の解消のイメージ（スウェーデンの例）



（出所）筆者作成

（2）日・フィンランド社会保障協定

日本とフィンランドの間では、2019年に外交関係樹立100周年を迎え、企業進出が続いており、フィンランドには212社（2018年現在）の日系企業（製造業等）が進出している一方、日本には電子機器メーカーなど約50社のフィンランド企業が進出している。また、フィンランドには2,005人（2018年現在）の邦人が、日本には1,694人（2019年現在）のフィンランド人がそれぞれ在留している。このような中、経団連等の要望もあり、2012年10月以降、社会保障協定締結に向けた当局間協議及び政府間交渉が行われ、2019年9月、ヘルシンキにおいて本協定が署名された⁵。

本協定の主な内容は、①適用される年金・雇用保険制度の調整及び②保険期間の通算である。①は、上述の日・スウェーデン社会保障協定や、これまで日本が締結してきた社会保障協定と概ね同様であるが、日本の失業等給付に係る雇用保険制度についても対象とされた⁶。②はスウェーデンと同様、フィンランドの所得比例年金制度における老齢年金には最低加入期間の要件はないため、日本からフィンランドに派遣される駐在員等には保険料の掛け捨ての問題は生じておらず、通算の対象となる給付は障害年金の一部となる。

なお、本協定による日本側の負担軽減額は年間約3億円と見込まれる。

（佐久間 惇・外交防衛委員会調査室）

⁴ スウェーデンの年金制度は1998年以降段階的に旧制度から新制度に移行しており、この旧制度の下では最低加入期間（3年）の要件等により、保険料掛け捨ての問題が発生していたとされる。

⁵ なお、フィンランドは多数国間協定を含め、40か国との間で社会保障協定を締結している。

⁶ これは日本が署名済みの社会保障協定の中では、日・イタリア社会保障協定（未発効）に次いで2例目である。なお、外務省は、日・中社会保障協定（2019年9月発効）について、将来的に雇用保険制度を協定の対象とすべく再検討する可能性を排除しないと中国側から説明を受けており、引き続き雇用保険料の二重負担の解消に向け、検討する旨答弁している（第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号2頁（2018.11.29））。